新宿区教育委員会会議録

平成23年第9回定例会

平成 2 3 年 9 月 2 日

新宿区教育委員会

平成23年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年9月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時00分

場 所 新宿区役所 6 階第 4 委員会室

出席者

新宿区教育委員会

熊 谷 洋 一 委員長職務代理者 委 員 菊 池俊之 委 員 白 井 裕 子 委 員 羽 原清雅 教 育 長 石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長 蒔 田 正 夫 中央図書館長 野 田 勉 事 教育調整課長 勇 士 教育指導課長 藤 勇 小 池 工 務 取 教育支援課長 正之 学校運営課長 齊 藤 本 間 正己 参 隆 志 統括指導主事 宇 人 副 事 向 横 溝 統 括 指 導 主 事 統 括 指 導 主 事 小 坂 和 弘 長 和義 田

書記

育 調 整 教 課 教育調整課管理係長 久 澄 聰 志 安川正紀 管 理 係 主 査 教育調整課管理係 高 橋 和孝

議事日程

議 案

日程第1 議案第57号 平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

日程第2 議案第58号 平成23年度新宿区一般会計補正予算(第3号)

報告

- 1 「新宿区立学校危機管理マニュアル」の改訂について
- 2 平成24年度学校給食調理業務委託実施校について
- 3 その他

◎ 開 会

○熊谷委員長職務代理者 それでは、ただいまから平成23年新宿区教育委員会第9回定例会を 開会いたします。

本日の会議には、松尾委員長が欠席しておりますが、定足数を満たしております。 本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

〇菊池委員 かしこまりました。

◎ 議案第57号 平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○熊谷委員長職務代理者 それでは、職務代理の私が進行を務めさせていただきます。

まず、議事に入らせていただきますが、「日程第1 議案第57号 平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」「日程第2 議案第58号 平成23年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

- ○石崎教育長 「日程第2 議案第58号 平成23年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」については、平成23年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いしたいと思います。
- **〇熊谷委員長職務代理者** ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第2 議案第58号 平成23年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」を非公開により審議することに御異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

〇熊谷委員長職務代理者 それでは、議案第57号を審議した後、議案第58号を非公開により審議をいたします。

では、「日程第1 議案第57号 平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を 議題といたします。説明を教育調整課長からお願いいたします。

〇教育調整課長 それでは、議案第57号でございます。平成24年度新宿区立幼稚園の学級編制 方針についてでございます。

まず 1、学級定員でございます。 3 歳児、4 歳児、5 歳児、それぞれ記載のとおりです。 2 の学級編制につきまして、まず第 1 に、(1) 3 歳児募集の①、募集園数は12園12学級

とする。

- ②の募集園は記載のとおりです。
- ③、応募が定員を超える場合は抽せんを行い、落選した者は番号順に補欠登録できる。ただしほかの幼稚園、子ども園、保育園への入園が決定した場合は登録を抹消する。
- ④、補欠登録をした者については、当該年度中に退園等により空きが発生した際に、補欠 登録順に入園することができるというものです。

次に(2)4歳児募集についてです。

- ①、4歳児は1学級編制とする。
- ②ですが、4歳児の応募者が12名未満の園では、4歳児の学級編制は行わない。ただし、 3歳児保育実施園を除くということで、この項につきましては、昨年は津久戸幼稚園、落合 第五幼稚園の例外措置というものを置いておりましたが、今回はございません。
- ③です。3歳児保育実施園の4歳児の募集人数は、定員から進級児及び優先入園資格者を 除いた人数とする。
- ④です。3歳児保育実施園で3歳児入園の際に、抽せんの結果落選し補欠登録した者について、ほかの幼稚園、子ども園、保育園に入園することなく、翌年度の4歳児として同園に入園を希望した際には、優先入園資格者として補欠登録順に一般入園希望者に優先して入園することができるというものです。
- ⑤です。 5 歳児学級への進級児となった兄または姉がいる幼児については、同一幼稚園に 入園申請書を提出した場合は、一般入園希望者に優先して入園することができるということ です。
- ⑥応募者が定員を超える場合は、優先を受ける者を除いて抽せんを行う。抽せんで落選した者は抽せん順位に従い補欠登録することができるというものです。
 - ⑦につきましては、(1)の④と同様でございます。
 - 次に(3)の5歳児募集ですが、①の5歳児は1学級編制とする。
- ②で5歳児の募集人数は、定員から進級児及び優先入園資格者を除いた人数とするという ことです。
 - ③と④につきましては、(2)の⑥、⑦と同様です。
 - (4) のその他です。
 - ①、学級編制できず休園となった園は、募集しないものとする。
 - ②、入園承認書発行日は、平成24年1月16日とする。

- ③、今後、改正が必要と認められる状況が生じたときは、新たに検討を行うということです。表の議案にお戻りいただきまして、提案理由です。平成24年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、平成24年度の学級編制方針を定める必要があるためということです。 以上です。
- ○熊谷委員長職務代理者 説明が終わりました。議案第57号について、御意見、御質問がおありの方は、どうぞ御発言をお願いしたいと思います。
 いかがでしょうか。
- ○菊池委員 せっかくですから、一つお伺いしたいのですが、3歳児が17名で、4歳、5歳児が30名というのは、やはり3歳児は手がかかるからという認識でよろしいでしょうか。
- ○学校運営課長 まず、この定員の設定ですが、国ではすべての3歳児、4歳児、5歳児とも、35名を基準にしておりますが、区におきましては、まず4歳児、5歳児は、それより若干低目の30名と設定しております。それに対しまして、3歳児が17名というのは、3歳児は年齢が低いということで、教育、保育の面からして、綿密なきめ細かな保育指導をするという観点から、やはり人数は少な目で指導しやすいということで、このような設定をしているということです。
- ○熊谷委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。
- **〇石崎教育長** 前年度との比較での変わった点は、先ほど津久戸と落五の例外措置の廃止ということがありましたけれども、全体的にもう一度説明していただけますか。
- ○学校運営課長 昨年度と変わりましたのは、今ご指摘がありました点だけです。具体的には、 津久戸幼稚園並びに落合第五幼稚園を除くという学級編制の4歳児募集の中の(2)の②の ところの部分がなくなります。

理由は、津久戸幼稚園のほうは、統廃合対象校でしたので、例外措置が昨年まではあった ということです。それから、落合第五幼稚園に関しましては、これは子ども園化していくと いうことですので、例外措置ということでした。来年度、子ども園化するので今年は例外規 定は必要がなくなったということです。ここの点だけが今回変わった点です。

- 〇白井委員 先ほどの菊池委員の質問に対しての、3歳児17名としたのが、きめの細かい保育をするという御趣旨の御回答がありましたが、これは子ども園の場合も同じような定員数ですか。
- **〇学校運営課長** 子ども園についてですが、園によって異なるということで、20名ないし30名 ということになっております。それで、あといわゆる保育を要する子どもについても園によ

って違いまして、落合の今度の子ども園に関して言えば10名という定員を設定しているということで、園によって若干、定員については異なっているということです。

- ○白井委員 子ども園化では新しく待機児童問題ということでの軽減という問題もあるのかもしれませんが、前も発言させていただいたのですけれども、やはり保育の質という部分も考えておいてほしい一つの軸で、逆に幼稚園の20名以下という部分はかなり適正な人数のように私としては思えているので、そういうことから子ども園に関する質問をさせていただきました。
- **○熊谷委員長職務代理者** いかがでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

議案第57号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

〇熊谷委員長職務代理者 ありがとうございました。

議案第57号は原案のとおり決定をいたしました。

次に「日程第2 議案第58号 平成23年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」を非公開 により審議をいたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より退場をお願いしたいと思います。

午後 2時22分再開

〇熊谷委員長職務代理者 以上で、本日の議事は終了いたしました。

- ◆ 報告1 「新宿区立学校危機管理マニュアル」の改訂について
- ◆ 報告2 平成24年度学校給食調理業務委託実施校について
- **〇熊谷委員長職務代理者** 次に、事務局からの報告を受けます。

報告第1、報告第2について一括して説明を受け、質疑は順序行いたいと思います。事務 局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは私から、新宿区立学校危機管理マニュアルの地震編の改訂ということです。お手元の報告1の資料をご覧ください。

リードのところは、3月11日に発生した大震災を契機にというようなところを書かせていただいています。今回の1のマニュアルの改訂方針ですが、喫緊の課題への対応ということで、改訂箇所は地震編に限定するということで、お手元に青冊子の物がございますが、これ

を4月に第1弾を出してございますが、それを丸々差しかえるような形でつくっています。 後ほど説明させていただきます。

マニュアル改訂方針の2番目です。東日本大震災を踏まえてということで、特に学校が意識して取り組むべき内容、こういったものを強調したつくりにしているということと、3番目は現行の新宿区地域防災計画、これが首都直下型地震を前提にしているということで、それとの整合性を持たせるということです。

それでは、具体的に2の主な変更点ですが、(1)避難所開設、運営方針、区立小・中学校避難所版に基づく、学校教職員の避難所開設について役割の明確化ということで、これにつきましては、資料編の50ページをお開きいただきたいと思います。

資料編の50ページに、新宿区避難所開設・運営方針というものが出ています。これは、避難所運営管理専門部会というところで、議論いたしました結果を集約したものです。今回の3.11の震災の際、避難所をめぐるさまざまな課題が提起されていました。それらの課題解決に向けて協議した結果を一定の方針として、区のほうでまとめたものです。

まず1点目が、避難所の自主開設基準ということで、今回避難所の開設に当たっては、やはり対応がばらばらになったというようなところもあります。そういった意味で、避難所自主開設、参集基準を震度5弱以上の地震が発生した場合ということで、取り決めています。 具体的な内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

大きな2点目といたしましては、避難所運営の指揮命令系統ということで、これも今回の 震災の際は、情報伝達、あるいは情報の集約、もろもろの集計の報告、こういったものが非 常に錯綜したという部分があります。そういった点を踏まえまして、今回は避難所運営上の 命令及び決定は、避難所運営管理協議会の代表世話人が行うということで統一しています。

51ページに、3、情報収集・伝達ということで、これも先ほどと関連いたしますが、避難 所からの情報収集及び避難所への情報伝達、これは地域本部を通じて災対本部で集約すると いう形にしています。これにつきましては、後ほど危機管理マニュアルのほうで、具体的に 説明させていただきます。

それと52ページでは、区職員の役割ということで、これも避難所で区職員のリーダー的存在がいなかったというようなところがありましたので、情報連絡員というものを明確にしてそれを派遣する方向、また5番目は、学校教職員の役割ということで、この部分につきましては、災対教育部の学校班員として、明確に位置づけるということで明記しています。こういった方針を受けまして、今回の改訂を行ったということがメインです。

レジュメの1枚目にお戻りいただきたいと思います。先ほど申しました避難所開設運営方針に基づきまして役割の明確を図ったということで、(1)のアでございます。震度5弱以上の地震が発生した場合ということで、避難所運営管理協議会役員が、一次的には避難所を開設する。校長は、その準備に着手する。また学校班に避難所開設協力担当ということを今回明記していますので、そういった者の協力を促すというようなこと。また校長、副校長の役割、代表世話人が不在の場合の指揮、避難所の命令・決定を行うことということを明記しています。

(2)の避難所開設・運営方針につきましても、先ほどと同様でございます。情報の連絡については、災対本部、つまり区役所から地域本部(特別出張所)を通じて、各管轄する避難所へ伝達する。また逆も同じということです。

ただ、とりわけ教育委員会にかかわります学校情報、例えば①の子どもの安否と教職員の安否、参集状況、あるいは子どもの保護者への引き渡し状況、施設、設備等の被災状況、こういったものは学校班が集約し、報告するということで、この辺も統一的な様式がありませんでしたので、そのような報告の様式についても、共通のものを使用するということを明記しています。

裏面にまいりまして(3)です。児童・生徒の下校方法の統一化というようなところでございます。今回、さまざまなマスコミ報道がございます。たまたま発災時が下校時に当たったということで、例えば保護者がいない御家庭にお子さんが1人帰宅するというような状況になったというようなことが新聞報道等でなされています。

したがいまして、今回その辺の統一化を図りたいということで、基本的には震度 5 弱以上の地震が発生した場合、あるいは東海地震の注意報が発令された場合、こういった場合は幼稚園、小学校、中学校のすべての子どもは原則学校にとめ置くということにいたします。そして、保護者の引き取りによる下校とするということで、保護者と連絡がつかない場合は引き続き学校にとめ置き保護するということです。

前のマニュアルでは、園児、児童、幼稚園、小学校につきましては保護者引き取りと、中学校の生徒につきましては集団下校というところを原則としておりましたが、今回は中学校も含めまして原則学校とめ置きということにいたします。これによって、保護者の方々の安心感が、帰宅困難になった場合に得られるのではないかと考えておりございます。

それと、(4)の学童クラブや放課後子どもひろばとの連携というようなところですが、 これは平たく言いますと、地震発生時にいるところで責任を持ってお子さんをお預かりし、 保護するということでございます。それに伴いまして、学校あるいは学童クラブ、放課後子 どもひろば、相互の連携を十分にとっていくというようなところを書いています。

(5) といたしましては、家庭との連絡体制、または家庭に対する震災時のルール作成についてです。この辺につきましても、災害時の学校と家庭の連絡ルール、こういったものをしっかりやっていくというようなところを書いています。具体的には、マニュアルをご覧いただきたいと思いますが、まず(1)の部分については、9ページをご覧ください。

9ページのところの、とりわけ (2) の避難所の開設運営につきましては、先ほど (1) のところで申し上げました震度 5 弱以上が発生した場合、自動的に避難所開設するということを書いています。それと、避難所の連絡体制のところについては、14ページをお開きいただきたいと思います。14ページの (1) です。連絡体制の確立ということで、先ほど申しましたすべて地域本部に情報を集約してそこを通じてやりとりをするということ。また学校情報の扱いを書いています。とりわけ四角囲みで地域本部との連絡する際には、原則として防災無線を使用するということを書いています。ただ今回の震災でもありましたとおり、防災無線が、仮に稼動しないとか、そういった場合のための補助として、すべての情報手段が使用可能なようにしておくというようなところを明記しています。あとは共通の様式を使うということを書き込んでいます。

それと23ページは、これも先ほどの(3)の統一ルールのところになりますが、子どもの保護と下校というようなところで、とりわけ四角囲みにしまして、子どもたちの下校の原則というようなことで、明記しています。

基本的にはすべての学校でお子さんをとめ置くということ、そしてすべての保護者の方に 引き取りにより下校を促していくというようなところを書き込んでいます。

それと4番目の学童グラブ、放課後子どもひろばの関係につきましては、前後しますが、 16ページのところで、先ほど申しました③のところで学校と学童クラブ、放課後子どもひろ ばの連携等について書いています。

それと、その下の家庭内のルールの作成の徹底ということで、これも先ほど申しましたけれども、ご家庭の中でのルール化といったようなものを図っていただくというようなところでございます。とりわけその辺につきましては、資料編の一番最後で、53ページのところで、震災時の学校と家庭の連絡方法等のルール作成のポイントというようなところで、明記しています。基本的にはこういったルールを決めてやっていただくということと、あわせてその裏に学校長から保護者の皆様への通知の文案ということで書いています。震度5弱以上が発

生した場合は、学校に留め置きますよというようなこと。あと、緊急連絡の方法についても、 ある意味ではここの記載内容例のような文例をひきまして、ここに書かれているような連絡 方法を想定して考えておいてください、というようなところを書いて、これを通じて保護者 の皆様に徹底を図っていきたいと思っています。

以上でが概略でございますが、本日は教育委員会に御報告いたしまして、文教委員会に同じ内容で御報告させていただきます。その後、各小学校、中学校の校長会にこの辺の趣旨を 徹底いたしまして、保護者への周知も含めて対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○熊谷委員長職務代理者 ありがとうございました。

それでは、引き続いて、報告2を学校運営課長からお願いいたします。

〇学校運営課長 私からは、平成24年度学校給食調理業務委託実施校について御報告をいたします。

現在民間委託化している学校は、小学校19校、中学校10校の計29校でございます。民間委託化していない学校は、小学校10校、養護学校1校でございます。これらの学校につきまして、民間委託化をしていくことで予定しております。来年度、平成24年度の委託実施校の予定でございます。記載のとおりでございますが、鶴巻小学校、戸塚第三小学校、落合第二小学校、西新宿小学校でございます。

今回この4校を選定した考え方でございます。一つが、学校栄養士の配置状況、委託校に 1年以上在籍していることということで、都の常勤の栄養士が配置されているところです。

2番目が、平成24年度の給食調理職員数の状況ということで、これは給食調理員が多いと ころから、効率のいいところから実施していくという考え方でございます。

3番の今後の予定です。(1)当該校、関係機関、保護者等への連絡周知を行います。これは、例年のとおりです。例えば、広報「しんじゅく」、新宿区のホームページによる周知を行います。(2)調理業務委託事業者の選定ですが、これも例年と同じです。この順番で据えまして、最後の指名業者選定委員会での審査が大体今年の年末になる予定でございます。以上で御報告を終わらせていただきます。

○熊谷委員長職務代理者 ありがとうございました。説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問がおありでしたら、御発言お願いしたいと思います。

〇羽原委員 どこかに触れられているのかもしれませんが、この避難所運営管理協議会という のはどのようなメンバーでどのぐらいの人数の構成になりますか。

- ○教育調整課長 各避難所ごとに設けられておりまして、大きく分けて防災区民組織というのがあります。そのメンバーと学校関係職員が中心となっています。それで防災区民組織につきましては、特に町会長さんですとか、町会の防災部長さんですとか、そういう方々がメンバーとなってございます。
 - 一方、学校の関係者としては、校長、副校長は必ず入っています。当然、地域本部の担当でございます特別出張所長もこの中に加わっているというようなことで、メンバー的には私も詳しくは承知していませんが、大体20名程度が構成員になっている協議会であると認識しています。
- ○羽原委員 緊急時にこの20人という数が極めて多いような気がして、つまり20人が集まるのかどうなのか、その緊急事態のときにそう悠長な協議をしているゆとりはないのではないか。もっと校長先生なら、校長先生に初動的な対応ができるようにとか、何かもう少し小回りのきくような対応をした上で、一定の時間のもとに集まってきてもらうと、それぞれ町内会でも町内会なりの、このそういう事態のときの対応が必要になる、出張所長はそんなに各学校の面倒を見るわけにはいかないというようなことで、何か作文的な印象があります。
- ○教育調整課長 私の説明が不十分で申しわけございません。この避難所の開設につきましては、その避難所管理運営協議会の代表世話役ということで代表者が決まっています。その方がその決定をするということです。今、羽原委員御指摘の仮にその役員の方が避難所に参集できない場合は、今まさしく委員がおっしゃった校長が率先して避難所の開設に当たるというつくりにしています。
- ○能谷委員長職務代理者 よろしいでしょうか、ほかに。
- ○白井委員 このマニュアルは一応子ども中心に考えた形に限定してのマニュアルだと思いますけれども、それ以外に実際に避難所開設した場合には、区民以外の帰宅難民と言われる人を学校が受け入れるという事態になるわけです。その部分での表現の方法として、この中に入れているのかどうか。3ページの3行目、震災から区民を守るためということで、第一義的にはそういう表現でしょうけれども、帰宅難民などの対応の部分はどのような形で新宿区として防災計画の中に位置づけたのかお聞きします。
- ○教育調整課長 今回、大きな点といたしましては、その帰宅困難者の対応ということが一つあります。それともう1点が、こちらの避難所の開設の用意ということで、その帰宅困難者につきましては、新たに帰宅困難者の一時滞在施設の指定ということを行っていまして、それがどういうところかといいますと、各地域センターですとか、区民ホール、あと文化セン

ターですとか、こういった比較的大規模な施設につきまして、帰宅困難者の一時滞在施設と して明確に位置づけるということで方針を決めていますので、基本的には、一時的にはそち らに行っていただくというような仕切りに変わっております。

- **〇白井委員** そうすると、基本的に学校は子どもとそれから付近の住民の人たちを対象とする というような形ですみ分けを考えているということでよろしいのですか。
- ○教育調整課長 基本的にはそういった考えでございます。ただし実際来られた方がいる場合には、それは臨機応変に対応するということであると思いますけれども、すみ分けとしてはそういうことで区として方針を出したということでございます。
- ○石崎教育長 3月11日の経験の教訓を踏まえて検討してきたということだと思います。特に 3月11日は、学校が活動している時間帯での発災ということで、阪神淡路大震災とはそこが 違ったという部分と、そして被災地などで学校施設の重要性が評価されています。

私どもも当日の様子を校長先生方からヒアリングし、そこで出てきた課題について、このマニュアルに反映してもらったと思っていますが、先送りになった課題はもうないという認識でよろしいでしょうか。

- ○教育調整課長 危機管理課とのそういった協議の中では、帰宅困難者についても一応すみ分けはしましたけれども、例えば備蓄や物資、どこまで備蓄をするかなどそういったところは、やはり検討課題なのかなというようには認識しています。
- ○菊池委員 帰宅困難者も含めまして、避難すべき人たちがどこに行くかということは、文化センターとかいうそういった所だけではなくて、もともと区から指定されている避難所ということがあります。新宿公園とか、あるいは小学校とか、学校も人が入っていると思うんですけれども、今、すみ分けということを白井委員が確認されましたけれども、私はそれはすみ分けはなくて、避難者たちは学校に行くのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

この危機管理マニュアルの資料編の51ページの避難所というのは、区内の学校となっております。だから、まだそういう明確なものではなくて、小学校、中学校は、避難所になっているだろうという認識ですけれども、いかがでしょうか。

○教育調整課長 基本的には、学校の場合は第一次避難所ということで、特に先ほど避難所運営協議会の話がございましたが、その地域の方々が中心となって発災の場合に避難されるということが一つあります。それと、その帰宅困難者の部分については、基本的には、この前段としてやはり事業者がそういう発災した場合には従業員を出すのではなくて、事業者の責

任でとめ置いてもらうと、そういった働きかけをするのがまず第一であるということが前提となってございます。それで、今、申し上げました地域センターが一時滞在施設になっていますというような、まさしくこれからPRしていかなければならない部分だと思いますので、その辺は危機管理課を中心として、行っていくものだと考えております。

- ○白井委員 今の菊池委員の疑問で言うと、私も震災の後に質問した、発生したときに一斉の広報というか、どういう状況にどういうのが起こったのかということをみんなに一斉に知らせて、それで要するに帰宅困難者はどこへ行ってくれとか、一斉に言ってくれれば、その部分が伝わると思うんですけれども、その辺のそのとにかく、災害が起きたら、今は全くわからないわけです。そのときの新宿区内の無線網、放送網使うとかそういう体制というのは今回つくったのでしょうか。
- ○教育調整課長 これも前回そういうお答えしていると思いますが、白井委員の御指摘のところは、恐らくいろいろなところにある屋外拡声子局という話だと思います。
- **〇白井委員** 神田川が増水したとかいうと、流れたりしました。
- ○教育調整課長 あれについても、基本的には有りますので、それをアナウンスするというのは可能だと思います。ただ、一方でそういった帰宅困難者をどうするかというところは、やはりあらかじめ周知するのが一番いいのかなと思っていますので、そういう部分では、危機管理課を中心に、西口の事業者を集めて協議会等、いろいろなさまざまな場で新宿ルールみたいなところで考えていますので、今後そういったところで徹底していくべきだと思っています。
- ○熊谷委員長職務代理者 いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ほかに御質問なければ、次に報告2について、御意見、 御質問お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。学校給食調理業務委託実施校について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

- **〇白井委員** そうしますと、今回4校ということですけれども、全小学校の中で委託になって いるというのは、全体で何校ということになるんでしょうか。
- ○学校運営課長 現在のところは、この文書で言えば、一番上のところにあります、小学校19校、中学校10校、計29校です。今回4校で33ですから、残りは7校です。
- **〇石崎教育長** 学校訪問したときに、給食は、直営校も委託校も食べさせていただいています ので実態はよくわかっていますが、学校栄養士の配置状況ということで、委託校については、

都費の栄養士を1年以上在籍していることとありますので、今、都費の栄養士が2分の1の 配置ですが、残っている学校について、人事異動を通じてそういった配置を図りながら委託 を進めていく。そして、委託校については、従来だと栄養士が配置されていなかったところ について、非常勤の栄養士を配置してきているわけですが、そのように配置していく。そう いった形でスムーズに今後も展開していけるということと理解しますけれどもそれでよろし いでしょうか。

- ○学校運営課長 まさにそのとおりでございます。都費の常勤の栄養士を配置しているところを委託にしていく。というのは、1年前は、委託に向けていろいろ準備がございます。仕様の問題や翌年度はどのようにしていくのか、指導の問題などありますので、やはり常勤の栄養士がいるところで準備をしていくというのが、スムーズにいくという考え方でございます。都の常勤が配置されて、それで実際に委託されてから、その後は人事異動等でそこに別の栄養士が配置されるというような、そのローテーションは当然行っていきます。そういう形で、今までも全体的にスムーズに委託が進みましたし、最後の残りもスムーズに委託が進むと考えております。
- ○羽原委員 大まかで良いですが、区の直営としての給食から民間委託へ切りかえていく、これまでかなり切りかえた。その課題というか、あるいは移管に伴う問題点とか、もう順調にいっていると思っていますが、もし課題的なものがありましたら教えてください。
- ○学校運営課長 基本的にはスムーズにいっておりまして、それぞれの学校で学校給食の運営委員会というのを開いていまして、そこでの校長先生とかPTAの人たちからの評判というのは非常にいいというのは基本にございます。それは、いろいろの給食内容の充実というのがございます。委託化すると、人数面で従来に比べて少し若干増えますので、手のかかる料理等ができるというようなこともございます。

もちろん、もう一方で経費の削減というのもありまして、人件費が削減されているという こともございます。

今、御指摘の、では一方で問題点とか課題というのは何かというと、割合によく聞かれるのが、非常勤というかパートの調理員の方、基本的にきちんと採用してやっていますが、その辺の質という問題とか、その運営という問題については、常に重要視しながらやっていくべきだと、そういう御指摘はあります。この辺も基本的に順調ですが、私どもは、そこは注意しながらやっていきたいと考えています。

○熊谷委員長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

- ○菊池委員 気になることと言えば、やはり食中毒とかそういう衛生面で何か問題が起きたときに、統一的な管理マニュアルというか、そういうのは徹底されるシステムになっているのでしょうか。
- ○学校運営課長 この辺は、きちんとできております。まず、基本的に栄養士がきちんと配置されているということになっていますので、それは校長のもとにいて、学校全体として管理しているということがあります。それから、当然、委託業者と中の契約の中でこれは一番大事なところです。安心した給食、安全な給食、その上でおいしい給食と、そういう言い回しですので、そういう意味では安全という面では、十分に配慮しているということでございます。
- **〇羽原委員** 安全神話もあるから、ルールがあると思っていると、それだけではだめですよ。
- ○菊池委員 例えば、一般的な外食産業の場合には、職員の検便を定期的に毎月とか、2カ月に1回とかやって、例えば○-157とか、サルモネラとか、そういう検査をやっていると思います。給食のそういう関係の方々はされているのですか。
- **○学校運営課長** 今も規定上、検便は受けています。必ず受けることになっております。それからもう一つ、今、お話出ました○-157等に関して、これはかなり歴史もたちましたけれども、きちんとサンプルをとっておいて、保存しておくという形で、すべての学校でしておりますので、その辺は十分だと思っております。
- ○熊谷委員長職務代理者 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

せっかくですから、私から1つだけ。最近、結構食材の産地が話題になっています。だからどこそこのどの野菜を使っているかとか、そういうようなことで保護者の方から給食に対して何かそれなりの問い合わせとか何かということは、新宿区では今のところありませんか。

〇学校運営課長 これは、やはり放射線関係のことで、これは問い合わせ等はあります。各学校でもあると聞いていますし、それから当然直接教育委員会、事務局にもあります。

新宿区においては、各学校で食材の産地について公表しているわけです。実際の献立のサンプルの横に表示します。学校によっては、これはそれぞれ学校によりますが、ホームページに載せたりなどしている学校もございます。そういう中で、関心もあるわけですから、保護者の方に、そういうことに関連しての問い合わせ等はあるということです。それに関しては、基本的には、流通している食材については基本的には安全だということを保護者等に説明したり実際の調理法においても、きちんと洗って提供するとか、湯がいたりとかするとか、そういうことを説明しながらお答えしているというようなところです。

○熊谷委員長職務代理者 各学校ごとに今日の給食の豚肉はどこだとか、それからキャベツはどこだとか、そういうことを毎日公表して、それでサービスをしているのですか。大変なことですね。わかりました。どうもありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますか。

◆ 報告3 その他

- ○熊谷委員長職務代理者 なければ、本日の日程で報告3、その他となっておりますが、何か 事務局のほうで報告事項がありますでしょうか。
- **〇教育調整課長** 特にございません。
- **○熊谷委員長職務代理者** ありがとうございました。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

◎ 閉 会

〇熊谷委員長職務代理者 以上で、本日の教育委員会は閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 3時00分閉会